

令和2年5月1日

会員組合 各位

愛媛県中小企業団体中央会

新型コロナウイルス感染症に関する施策について

標記について下記のとおり情報提供いたします。
会員企業にお知らせいただきますようお願いいたします。

1. 「持続化給付金」の申請受付の開始について

【期間】

令和2年5月1日（金）～令和3年1月15日（金）

※電子申請の送信完了の締切が令和3年1月15日（金）の24時までとなっています。

（詳細） <https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

2. 「愛媛県新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金」について

県では、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、愛媛労働局長から「雇用調整助成金」又は「緊急雇用安定助成金」の支給決定を受けた県内事業主の方を対象に、「愛媛県新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金」を上乗せ助成することで、雇用の維持・安定を図ることとしましたのでお知らせします。

（申請書類の入手方法）

県ホームページからダウンロード「愛媛県、コロナ、維持助成金」で検索

<https://www.pref.ehime.jp/h30580/koronakoyouijijosei/documents/leaflet.pdf>

3. 松山市の施策について

①雇用調整助成金上乗せ補助金

国から企業へ支給される雇用調整助成金に市が上乗せして助成します。（各市町でも対応）

②雇用調整助成金申請手続き支援

国の雇用調整助成金の申請に際し、中小企業者が申請書類の作成等を社会保険労務士に依頼した場合の費用を市が補助します。

（詳しくはこちら 松山市HP）

<http://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/sangyo/chusyokigyou/koyouchouseisien.files/youryou.pdf>

4. 愛媛労働局では、管内8つあるすべてのハローワークにおいて、明日5月2日（土）から6日（水）までの5日間開庁し、雇用調整助成金の相談・申請を受け付けます。予約制による相談・申請受付を行います。詳しくは各ハローワークにお問い合わせください。
時間は、午前10時から午後5時までです。

問合せ先：愛媛県中小企業団体中央会 総務管理部 稲垣・鶴原
TEL：089-955-7150 FAX：089-975-3611